

<別紙>

都道府県知事が定める新技術導入の取組の確認方法等

(取組実施者)

- 1 新たに導入する新技術の内容について、(地独)北海道立総合研究機構農業研究本部ホームページおよび農研機構のホームページ等により確認
 - ・北海道立総合研究機構農業研究本部ホームページ
<http://www.hro.or.jp/list/agricultural/center/kenkyuseika/index.html>
 - ・農研機構のホームページ(花きのみ該当)
https://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-amph/052743.html
- 2 「申出書」に、新技術を導入した品目名、新技術名、新たに導入した面積を記入し、作業日誌、栽培履歴、資材購入伝票、作業写真など、導入(取組)状況がわかる資料を準備
- 3 申出書に押印の上、関係資料を添付し、事業実施主体へ提出

(事業実施主体)

- 1 取組実施申請者からの申出書により、品目名、新技術名を把握し、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部ホームページにより、新技術の内容、必要資材等を確認
- 2 申出書に添付された、作業日誌、栽培履歴、資材購入伝票、作業写真などにより取組状況を確認
- 3 取組面積は、農地台帳や共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積などをもとに確認

(その他)

新技術の取組は、取組面積に対する支援であることから、ほ場レベルで取り組む技術を基本としております。一部の技術については、ほ場以外で取り組む内容も含まれていますが、貯蔵や輸送など、ほ場以外の取組のみでは対象となりません。必ず、ほ場レベルの技術についても併せて取り組むようお願いします。